

# サステナブルファイナンスに係る金融庁の取組

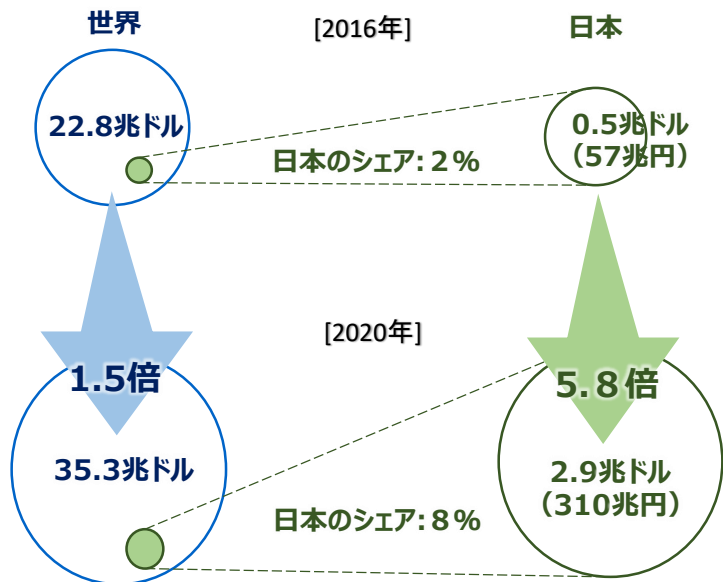
令和5年11月10日

金融庁 総合政策局 総合政策課  
サステナブルファイナンス推進室

# サステナブルファイナンスの現状

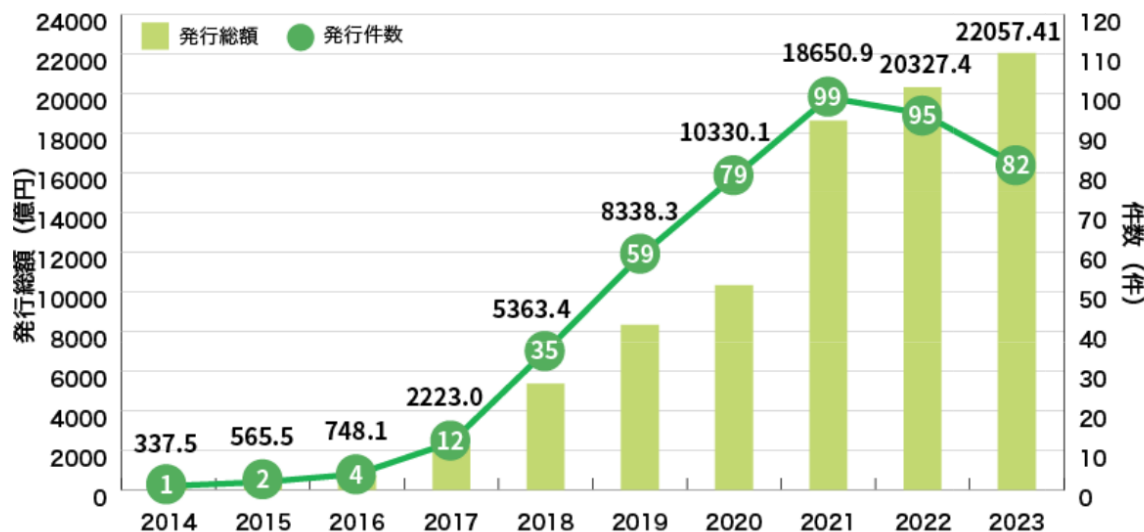
- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした**社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）**の重要性が高まっている。
- 特に脱炭素については、世界全体で**設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要（※）**とされており、**企業の取組みを支える民間金融の機能発揮**が欠かせない。  
 (※) 国際エネルギー機関(IEA)は、2050年脱炭素の実現には、世界全体で、現在年間1兆ドルの投資を2030年までに4兆ドルに増やすことが必要と試算している。
- わが国でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済社会の脱炭素が加速する中で、**日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境整備**が重要。

世界と日本のESG投資資金



(出所) 世界のESG投資額の統計を集計している国際団体であるGSIAの報告書より作成

国内企業等によるグリーンボンドの発行実績



グリーンボンド：太陽光や風力発電など、「グリーン」とされるプロジェクトへの資金を調達するために発行される債券

(出所) グリーンファイナンスポータル (環境省) (2023年10月10日現在)

# サステナブルファイナンス有識者会議 第三次報告書 -サステナブルファイナンスの深化-

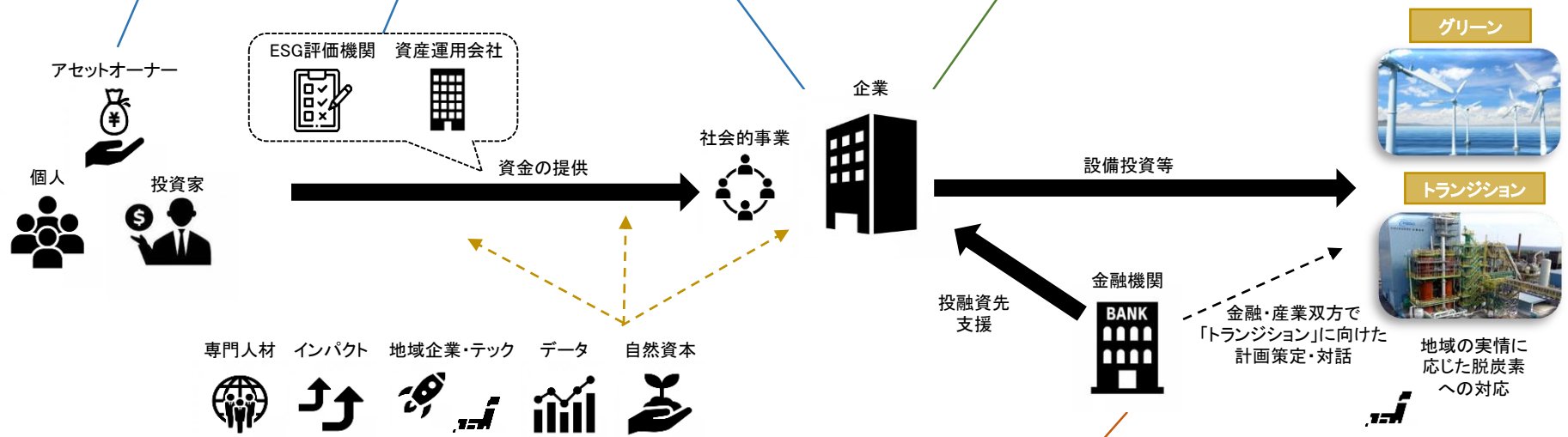
- 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」では、**新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進**を図る施策につき継続的に議論を進めている。2023年6月には、直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策を以下のとおり「有識者会議報告書」として取りまとめ、公表

## (2) 市場機能の発揮

- 排出量等の企業データの策定を支援し、**プラットフォーム等を通じた企業データの集約・提供を推進**。併せて、専門的な**気候変動関連の気象データ等の利活用推進**に向け環境を整備
- アセットオーナー・アセットマネージャーのESG投資等の知見共有・対話と有効性を向上**
- 監督指針を改正し**ESG投信の検証項目を明確化**（2023年3月）、個人が投資し易いESG投信を拡充
- ESG評価機関の**行動規範を最終化**（2022年12月）、2023年6月末時点の賛同状況を取りまとめ
- カーボンプレジットの取引拡大**に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

## (1) 企業開示の充実

- ISSBの**サステナビリティ開示基準等の国際的議論に積極的に参画**し、官民連携してわが国の意見を集約・発信
- サステナビリティ情報の記載欄を2023年3月期決算より新設**。更に、SSBJで策定が予定されている**開示基準の法定開示への取り込みを検討**。併せて、サステナビリティ情報に関する**開示の好事例の収集・公表や保証のあり方を検討**



## (4) その他の横断的課題

- 基本的指針案の公表（2023年6月）、コンソーシアムを通じた知見の共有など、**インパクト投資を推進**
- 地域における気候変動対応**を推進（協議会の設置支援、データ整備等）
- 自然資本（**生物多様性**）について議論
- 業界団体・大学・民間事業者等との連携強化を通じ**人材育成**を推進

## (3) 金融機関の投融資先支援とリスク管理

- 国際的な議論等の進展を踏まえ、**シナリオ分析の手法・枠組みを継続的に改善**
- ネットゼロを目指す金融機関向けの**提言（ガイド）**を策定（2023年6月）。トランジション推進の**エンゲージメントを強化、サプライチェーンCO2排出量の見える化**を推進
- アジアGXコンソーシアム（仮称）を通じ**アジアでの脱炭素を推進**

有識者会議として、今後も随時、サステナブルファイナンスの施策の全体像・進捗状況等をフォローアップ・取りまとめ、発信

# サステナブルファイナンスの取組みの全体像（進捗と今後の取組）

2022年7月～2023年6月

2023年7月～12月

開示の充実

有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の記載欄を新設し、23年3月期より適用開始

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)で基準開発。併せて、サステナビリティ情報に関する開示の好事例の収集・公表を検討

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)における基準開発等の国際的な議論に積極的に参画し、官民連携してわが国の意見を集約・発信  
サステナビリティ情報の保証のあり方について、前提となる、開示基準の策定や国内外の動向を踏まえて議論

市場機能の発揮

情報・データ  
基盤整備

排出量等の企業データの策定を支援し、企業開示データをプラットフォーム等を通じ集約し、分かり易く提供  
関係省庁と連携した事業会社との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連の気象データ等の利活用推進に向けた環境を整備

機関投資家

機関投資家が企業の持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握。各機関投資家の特性も踏まえつつ、機関投資家におけるESG投資等の知見共有、対話の有効性向上に向けて議論

個人の  
投資機会

監督指針を改正しESG投信の検証項目を明確化

個人が投資し易いESG投信の拡充や浸透について方策を検討

ESG評価  
データ機関

最終化された行動規範への賛同を呼びかけ。「ESG評価機関」について、23年6月末時点の賛同状況を取りまとめ

「ESGデータ提供機関」について、賛同を呼びかけ・取りまとめ各機関の開示状況等を踏まえた実効性確保のあり方を検討

CC市場

カーボンプレジットにかかる金融業法上の整理、市場整備の実証実験等

取引拡大に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

金融機関の投融資先支援と  
リスク管理

シナリオ分析

シナリオ分析のパイロットエクササイズ結果公表(8月)

シナリオ分析の手法・枠組みの継続的な改善

脱炭素

脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書として、ネットゼロに取り組む金融機関への提言(ガイド)を公表(6月)

トランジション推進の金融機関におけるエンゲージメント強化  
本邦の経験を踏まえたトランジションの国際発信・浸透

アジアGX

「アジアGXコンソーシアム」を立ち上げアジアのGXを推進

その他の横断的課題

インパクト

インパクト投資等に関する検討会の報告書を公表(6月)報告書で、インパクト投資の「基本的指針」案を提示

基本的指針案に係る多様な関係者との対話と基本的指針の最終化  
インパクト投資の「コンソーシアム」を立ち上げ  
官民金融機関、様々な企業、地域関係者等と連携した事例創出・共有

地域脱炭素

地域金融機関や中堅・中小企業への支援を拡充・浸透

GXに係る地域計画・協議体設置等の支援、地域事業者への補助事業の拡充と地域金融機関等を通じた浸透、財務局等を通じた金融機関同士の連携強化など、地域の面的対応支援・推進

生物多様性

生物多様性について国際的議論も踏まえ、金融への影響や金融の役割について議論

専門人材

「サステナブルファイナンススキルマップ」の公表、  
金融機関向け人材育成アンケート

業界団体・民間事業者等による資格・研修等や大学での実践的講義の推進等を通じた、実務的人材の育成  
若年層を含む幅広い個人等へサステナブルファイナンスを浸透

# 1. サステナブルファイナンスを取りまく動向

# GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月)では、国際公約の達成と、わが国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、**今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現**することとしている。2023年2月には、「**GX実現に向けた基本方針**」を閣議決定し、「GX実行会議」における議論を踏まえ、今後10年を見据えた取組みの方針を取りまとめ。2023年5月には関連法案が国会で成立。

## 150兆円超の官民GX投資実現等に向けた主な施策

### GX経済移行債を活用した大胆な先行投資支援

- GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行も目指す)、今後10年間に20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施
- 産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野等を対象とし、規制・制度措置と一体的に実施

### 新たな金融手法の活用

- 「GX推進機構」がGX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を実施
- トランジション・ファイナンスへの国際的な理解醸成へ向けた取組の強化
- 気候変動情報開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備

### 成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。例えば、
  - 「排出量取引制度」の本格稼働(2026年度～)
  - 発電事業者にEU等と同等の「有償オークション」を段階的に導入(2033年度～)
  - 化石燃料輸入事業者等に「炭素に対する賦課金」制度の導入(2028年度～)

### 国際展開・公正な移行・中小企業等のGX

- アジア・ゼロエミッション共同体構想を実現し、アジアのGXを後押し
- 円滑な労働移動を推進
- 脱炭素製品等の需要を喚起
- 中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を推進



# GX

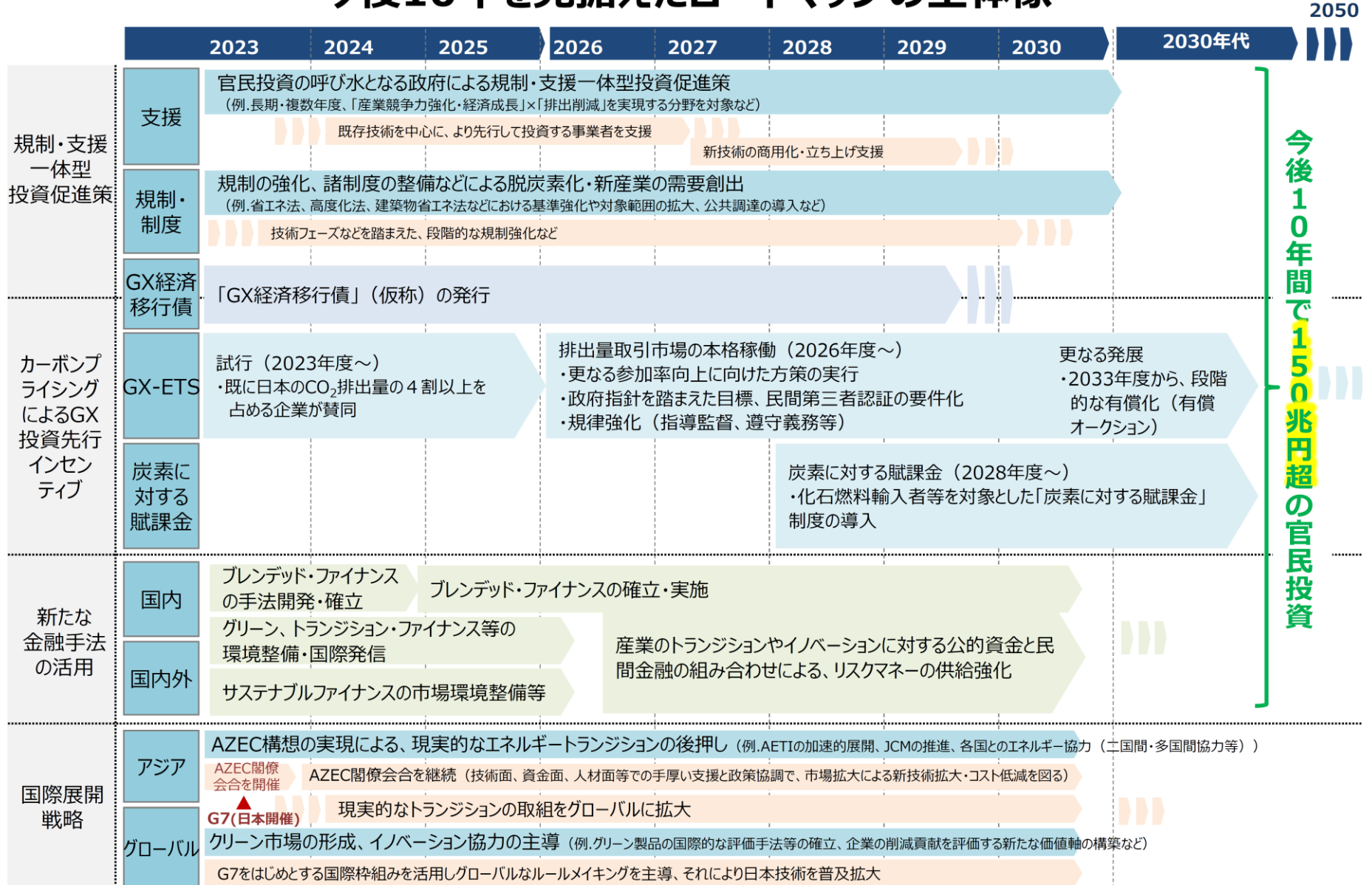
グリーントランス  
フォーメーション

150兆円の投資  
(10年間)



# GX 実現に向けた基本方針（10年ロードマップ）

## 今後10年を見据えたロードマップの全体像



今後10年間で150兆円超の官民投資

■大企業が、投資家対応も念頭に、取引先（サプライヤー）にも脱炭素化を要請する動きが活発に。

**Scope1** : 事業者自らによる燃料燃焼などによる直接排出

**Scope2** : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

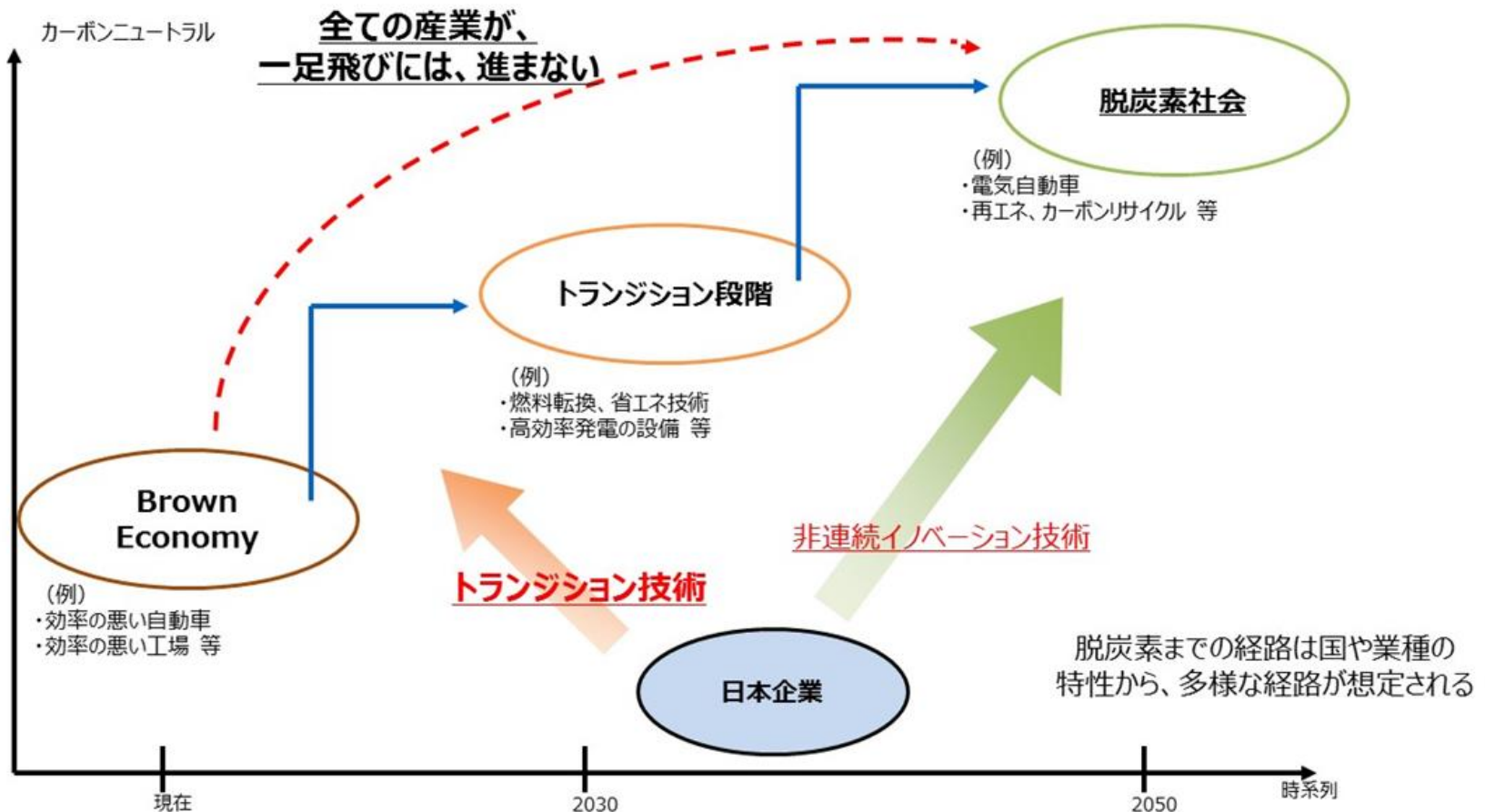
**Scope3** : 事業者の活動に関連する他社の排出





## (参考) トランジション・ファイナンス

- 脱炭素社会の実現には、直ちに脱炭素化が困難な産業・企業が、省エネやエネルギー転換などの「移行」を行うための資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要。2021年5月、金融庁・環境省・経産省は、トランジションファイナンスの資金調達者のための「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」を策定。
- 多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための**分野別のロードマップ**を策定。



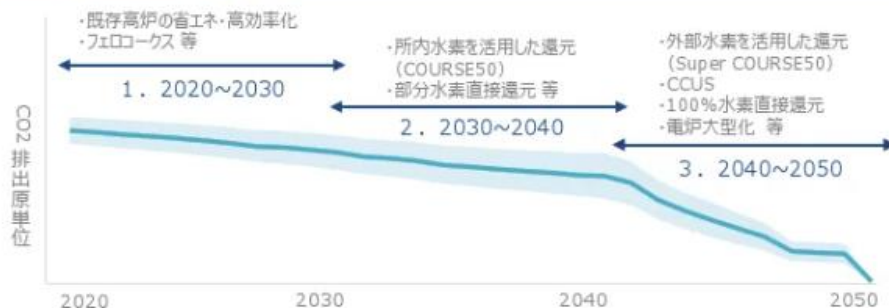
# (参考) 分野別ロードマップ

- 多排出産業が2050年までにカーボンニュートラルを達成するために必要と見込まれる技術を、科学的根拠と共に提示。パリ協定や我が国の各政策とも整合的。
- 本ロードマップは、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の附属文書であり、企業がトランジションボンド／ローンにより気候変動対策の資金調達を検討する際に参照することを想定。また、投資家及び金融機関も、企業の戦略や取組みを評価する際に参照することが可能。
- 10の多排出分野（鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、セメント、紙・パルプ、自動車、海運、航空）向けにロードマップを開発

## <鉄鋼分野における技術ロードマップ>



## CO2排出の削減イメージ※



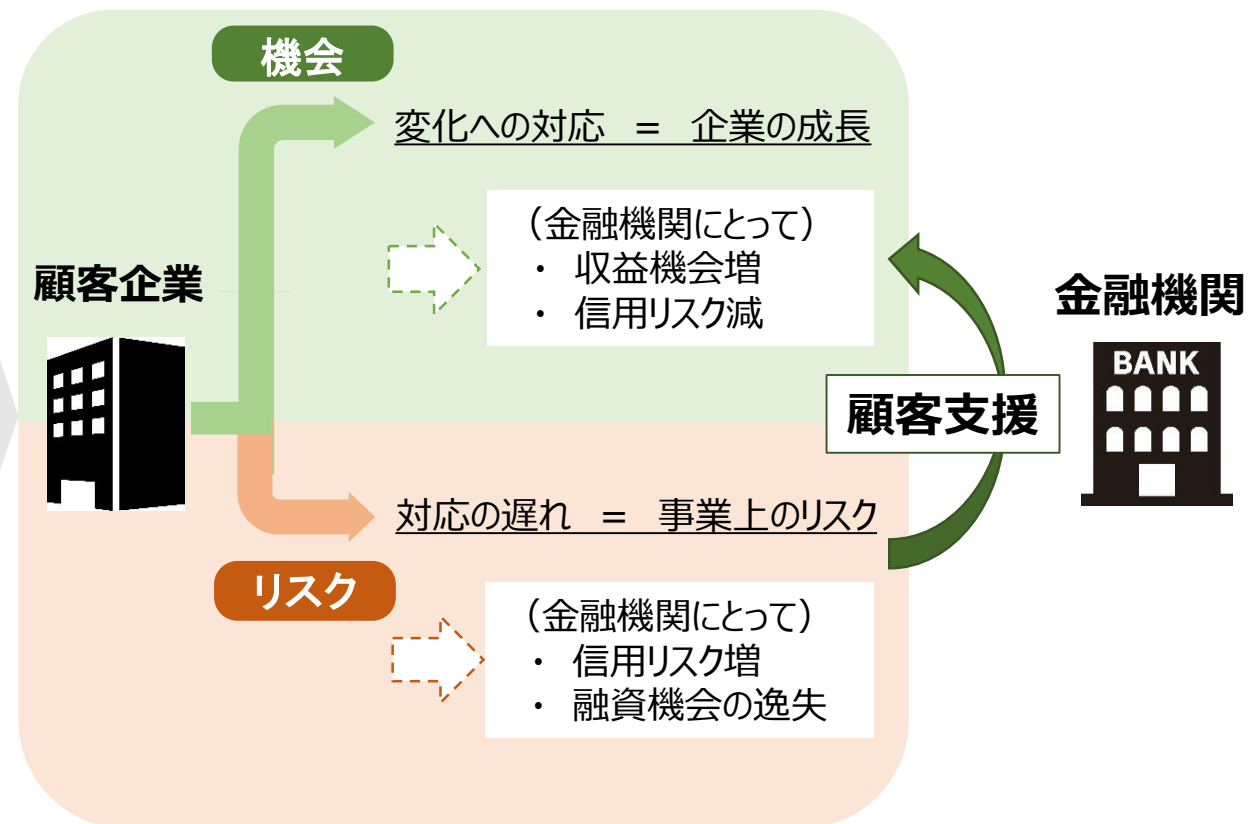
## **2. 金融機関の気候変動への対応についての 金融庁の基本的な考え方**

- ❑ 世界的に脱炭素化の動きが加速する中、気候変動に係る環境変化は、**顧客企業などへの影響を通じて金融機関の経営に影響**。
- ❑ 金融機関においては、**顧客企業の気候変動対応の支援**を通じ、変化に強靱な顧客基盤を構築し、自身の**収益機会の獲得とリスクの低減**につなげていくことが重要。
- ❑ 併せて、気候変動対応についての戦略策定等の**態勢整備**や、開示等を通じた**ステークホルダーへの説明**などを求める。

## 気候変動に係る環境変化

- 資源効率の向上、低排出のための技術革新
- 気候変動に関する国際基準や規制の導入
- 消費者や投資家の選好の変化
- 海面上昇、感染症の増加、自然災害の激甚化等

影響



# 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方

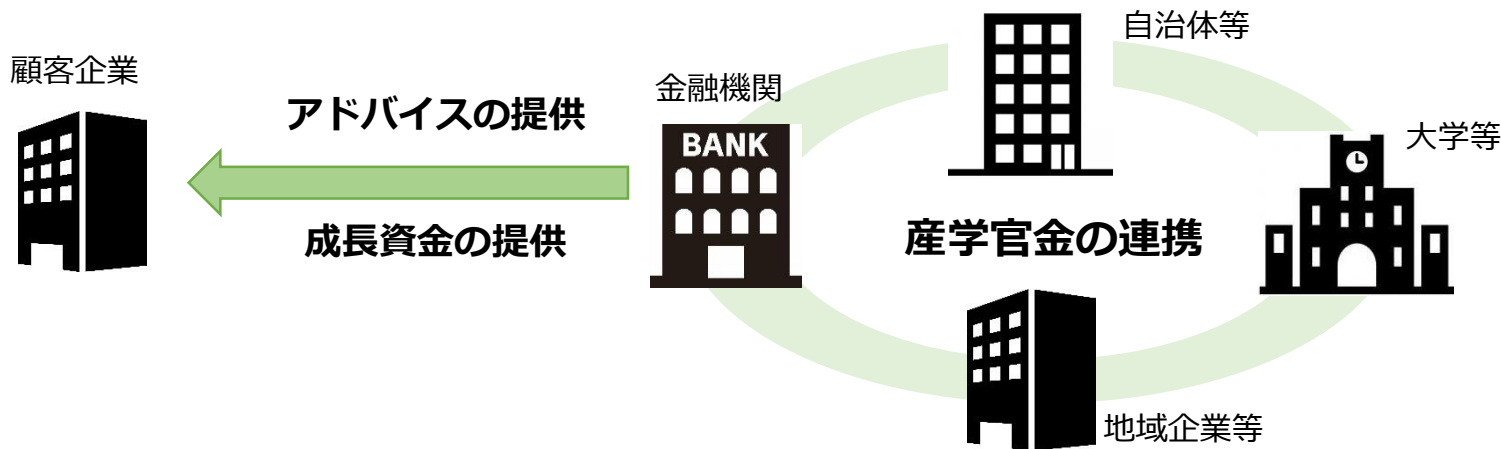
□ 金融庁において、本年7月、金融機関の気候変動対応に係るガイダンスを策定。同ガイダンスでは、金融機関の参考となるよう**顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方**を盛り込んでいる。

## 自身の知見の蓄積

- 金融機関として、技術開発や製品化等の経験を有する専門家の採用等を通じて産業知見を高め、投融資や支援に活用 等

## 産学官金の連携

- 他の金融機関や地元自治体、研究機関と連携し、地域事業者の事業展開等を面的に支援
- 地域の中核メーカーの対応も踏まえて、関連サプライヤー企業に戦略検討、技術開発等を支援



## アドバイスの提供

- 顧客企業が脱炭素化に取り組む第一歩としての「温室効果ガス排出量」の「見える化」の支援
- 顧客企業の持つ技術を新たな製品やサービスの創出に結び付けるための顧客間のマッチング等

## 成長資金の提供

- 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給 等
- 脱炭素化等の事業変革に向けた取組みを促す資金の提供等（グリーンローン、トランジション・ローン等も活用）

# 気候関連リスクに係るシナリオ分析について

- 金融庁及び日本銀行は、3メガバンク及び大手3損保グループと連携して、NGFS(The Network for Greening the Financial System)が公表するシナリオ(NGFSシナリオ)を共通シナリオとした**気候関連シナリオ分析の試行的取組(パイロットエクササイズ)**を実施。2022年8月、分析結果、主な論点・課題を公表。
- 国際的にもシナリオ分析の手法やデータが発展途上であることを踏まえ、気候変動の影響に関する定量的な評価を行うことを目的とするのではなく、データの制約や分析の仮定・手法の妥当性等、**シナリオ分析の今後の改善・開発に向けた課題の把握**を行うことに主眼を置いた。

## 概要

### 対象

- 銀行 移行リスクと物理的リスクが信用コストに与える影響
- 保険 物理的リスクが保険金支払額に与える影響

### 手法

金融庁・日本銀行がNGFSシナリオをベースとした基本的な枠組みを設定し、各金融機関が分析作業を実施(ボトムアップ型)

## 結果と課題

### 銀行

- 移行リスク・物理的リスクによる年平均の信用コスト増加額は各行の年間の純利益と比べて相応に低い水準。  
※ ただし、分析手法やデータは発展途上であり、気候関連リスクの影響度について確定的な評価を行えるものではないことに留意。
- 各行のモデルの相違に加え、情報・データの不足を背景に、各行の想定・仮定(事業や利用技術の変化、顧客企業の事業構造転換の有無等)にはバラツキがあり、これが各行の推計結果にも影響を与えていた。  
⇒今後、どのように比較可能性を確保するかについて継続的な検討を行うことが重要。

### 保険

- 前提条件の統一の限界等によって、結果にバラツキが生じやすい、特定のシナリオを対象とした分析では、将来時点における発生確率の変化(災害発生頻度)を把握できない、といった課題が明らかになった。  
⇒今後、全社が同じリスクモデルを使用し、シナリオの発生確率も考慮した確率論的な分析を行うことが考えられる。



# (参考) 気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会

- 金融機関および企業が気候変動への対応のために、リスク・機会の分析と評価を行うには、専門的な知見が必要な気候変動関連データ（シナリオデータも含む）の適切な利活用が不可欠。
- 金融庁、文部科学省、国土交通省および環境省が連携し、データの提供や利活用を促すため、民間金融機関・企業等と双方向で意見交換を行う懇談会を22年12月に設置、23年6月に課題等の論点整理を行った。

## 懇談会の関係者と気候変動関連データにおける取組

文科省	データの創出、統合・解析及び提供
環境省・国環研	気候変動影響予測・適応評価、民間企業および地方公共団体の適応取組支援
国土省	洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報の提供、洪水リスク評価の支援
気象庁	気象観測データや解析結果、予測情報の提供
金融庁	金融機関の気候関連シナリオ分析の試行（日銀と連携して実施）
日銀	物理的リスクの経済・地価・金融機関財務への影響分析等
民間金融機関・企業	リスク・機会の分析、経営の意思決定

## 懇談会で共有された主な課題

- データの創出・提供体制等
  - 利用可能なデータを一元的に把握できる環境整備
  - データ提供側と利用側の対話の場の設定、ニーズに応じたデータ開発と有効利用の環境整備
- データを用いたシナリオ分析等のリスク・機会の評価
  - シナリオ分析の代表例や他社事例の情報収集
- シナリオ・データの不確実性

## 今後の懇談会について

- 政府で整備しているデータの一覧化（23年6月末）
- 気候変動対応・適応の検討における段階ごとの関係者を交えた意見交換を継続的に実施
- 双方向のアイデア共有を通し、具体的な施策を議論

### **3. 顧客企業に対する金融機関の気候変動に係る支援**

- わが国として「2050年カーボンニュートラル」を目指す中、当協会加盟の地方銀行（全国62行）は、経営陣のリーダーシップの下、様々な部門が連携し、地域の取引先の脱炭素化の支援に取り組んでいます。
- その中で、気候変動が取引先の事業に及ぼす影響・リスクを評価・管理することは、脱炭素化に向けた取引先との対話・サポートを進めていくうえで、重要な取組みとなっています。

## 地方銀行における気候変動問題へのアプローチ

取引先の支援	金融機関としての態勢整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンファイナンス               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ グリーンローン、債券</li> <li>✓ サステナビリティ・リンク・ローン、債券</li> <li>✓ 災害・水害対策融資</li> </ul> </li> <li>● コンサルティングやソリューションの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 取引先のCO<sub>2</sub>排出量算定支援</li> <li>✓ 脱炭素化に関連するビジネスマッチング</li> </ul> </li> <li>● 関係者間の連携強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 脱炭素化に係る地域コンソーシアムの設立 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガバナンスの構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サステナビリティ委員会など経営陣の検討体の設置</li> <li>✓ サステナビリティ推進室など組織横断的な専担チームの設置</li> <li>✓ TCFD提言に基づく気候変動問題への取組みの開示</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候関連リスクの評価・管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 移行リスクに係るシナリオ分析</li> <li>✓ 物理的リスクに係るシナリオ分析</li> <li>✓ 炭素関連資産のエクスポージャーの把握</li> <li>✓ 銀行にとっての収益機会の分析 等</li> </ul> </li> </ul> </div>

- 地方銀行における気候関連の物理的リスクの定量的な分析は、環境省「TCFD提言に沿った気候変動リスク・機会のシナリオ分析実践ガイド（銀行セクター向け）」に沿って、国土交通省「重ねるハザードマップ」、「治水経済調査マニュアル」等を利用して実施しています。

## 物理的リスクの分析手法（例）

### STEP 1

- ◆ 自行の営業エリアで洪水が発生し得る河川についてのハザードマップと、分析対象の取引先（事業所や担保物件）を突合。
- ◆ 分析対象の物件の浸水深等を把握。

ハザードマップへの突合イメージ



### STEP 2

- ◆ 100年に1度クラスの洪水発生を想定し、「治水経済調査マニュアル」等に基づき、被害先の営業停止による財務悪化や、担保物件の被害率等を推計。

浸水深別の被害想定イメージ

浸水深	被害率	停止日数	停滞日数
0～0.5m	XX%	XX日	XX日
0.5～3m	〇〇%	〇〇日	〇〇日
3～5m	▲▲%	▲▲日	▲▲日

### STEP 3

- ◆ 取引先の被害額と、シナリオごとに100年に1度クラスの洪水が発生する確率等から、銀行の与信関係費用（信用リスク）の増加額を推計。
- ◆ 統合報告書等で開示。

統合報告書等での開示イメージ

利用シナリオ	IPCCの2℃シナリオ IPCCの4℃シナリオ
分析内容	取引先の営業停止による財務悪化 担保物件の価値毀損額
分析期間	2050年まで
リスク量	与信関係費用が最大で〇〇億円 程度増加

※分析対象（取引先の本社のみ／支社や工場も対象とする）などに銀行ごとの違いがあるものの、分析手法は概ね共通。



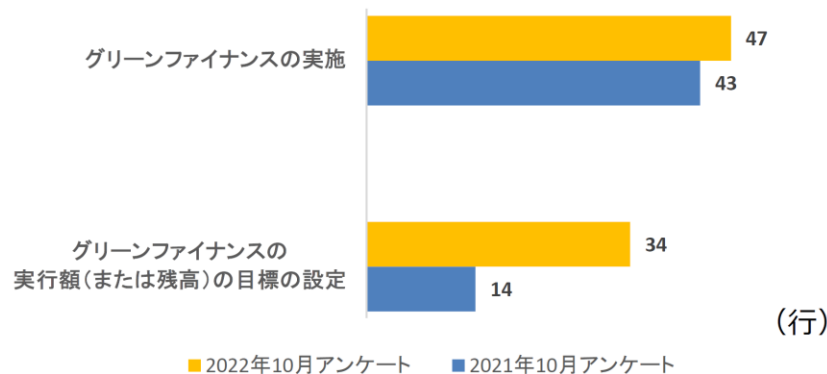
# 地方銀行の取り組みの現状①（第3回脱炭素検討会より）

- 地方銀行協会が実施したアンケートによれば、62行中47行と多くの地域銀行がサステナブル・ファイナンスにかかる商品への投融資に取り組んでおり、今後の拡大も期待される。

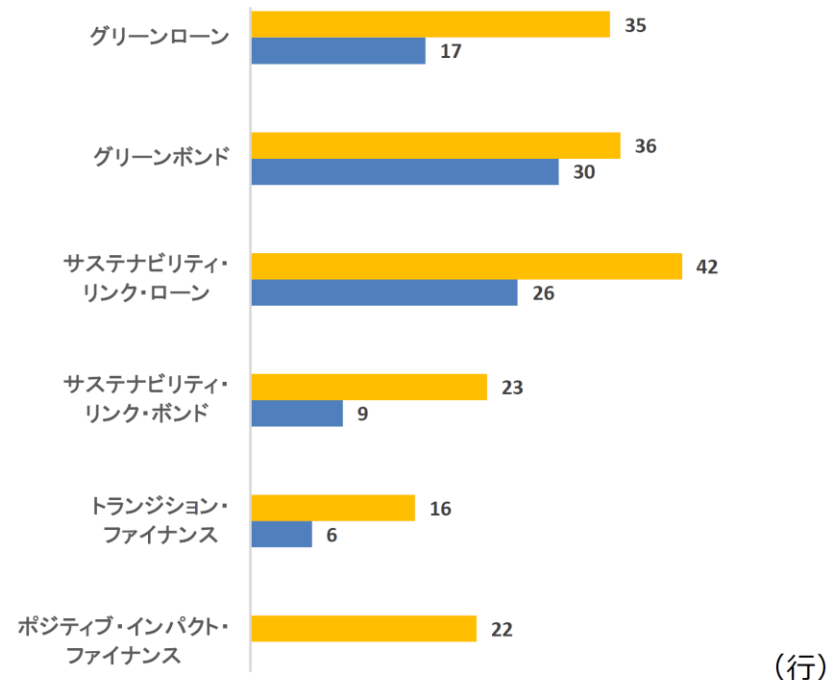
## お取引先に対する脱炭素化の支援状況（資金面）

- 現在、7割以上の地方銀行がグリーンファイナンス（環境関連の投融資）を実施しており、その取り組みは拡大しています。

### グリーンファイナンスの実施状況①



### グリーンファイナンスの実施状況②



※ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、2022年10月アンケートのみ実施。

※当協会が会員銀行に実施したアンケートの結果に基づく（次頁について同様）。

■ 2022年10月アンケート ■ 2021年10月アンケート

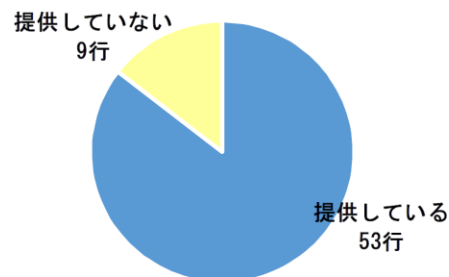
## 地方銀行の取り組みの現状②（第3回脱炭素検討会より）

- 同アンケートにおいては、多くの地方銀行が紹介業務などに取り組んでいるほか、半数以上の地方銀行が脱炭素関連のコンサルティングを始めている。

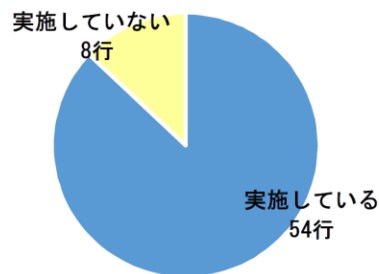
### お取引先に対する脱炭素化の支援状況（非資金面）

- 現在、8割以上の地方銀行が、CO<sub>2</sub>排出量の可視化サービスの提供や、太陽光設備・再エネ電力の販売企業等の紹介等を行っています。
- また、多くの銀行が、CO<sub>2</sub>排出量の削減目標設定や削減策等に係るコンサルティングに取り組んでいます。
- このほか、省エネや脱炭素化に関するセミナーの実施、J-クレジットの創出支援・取引仲介に取り組む地方銀行もあります。

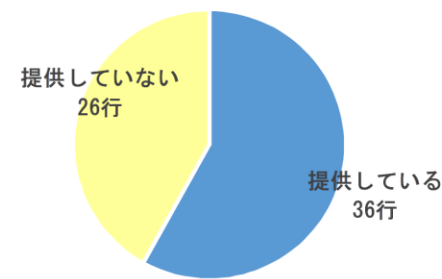
#### CO<sub>2</sub>排出量可視化サービスの提供



#### 太陽光設備や再エネ電力の販売企業等の紹介



#### CO<sub>2</sub>排出量の削減目標設定や削減策等に係るコンサルティング



（2022年10月アンケート）



# 脱炭素に関連して地域金融機関が直面する課題

- 金融庁で開催されている「脱炭素等に向けた金融機関等の取組に関する検討会」においては、下記のような地域金融機関が直面する課題が挙げられている。

## 【顧客企業にまつわる課題】

- 顧客企業の脱炭素化に向けた意識の向上（意義やメリットの理解促進）
- 顧客企業によるCO<sub>2</sub>排出量の把握

## 【政府に対する要望】

- 脱炭素をめぐる規制や見直しにかかる不確実性の解消
- 大規模案件における公的機関の債務保証等（ブレンデッド・ファイナンス）
- 脱炭素に関連した政府施策の条件緩和や検索性の向上

## 【官民で協力して解決していく課題】

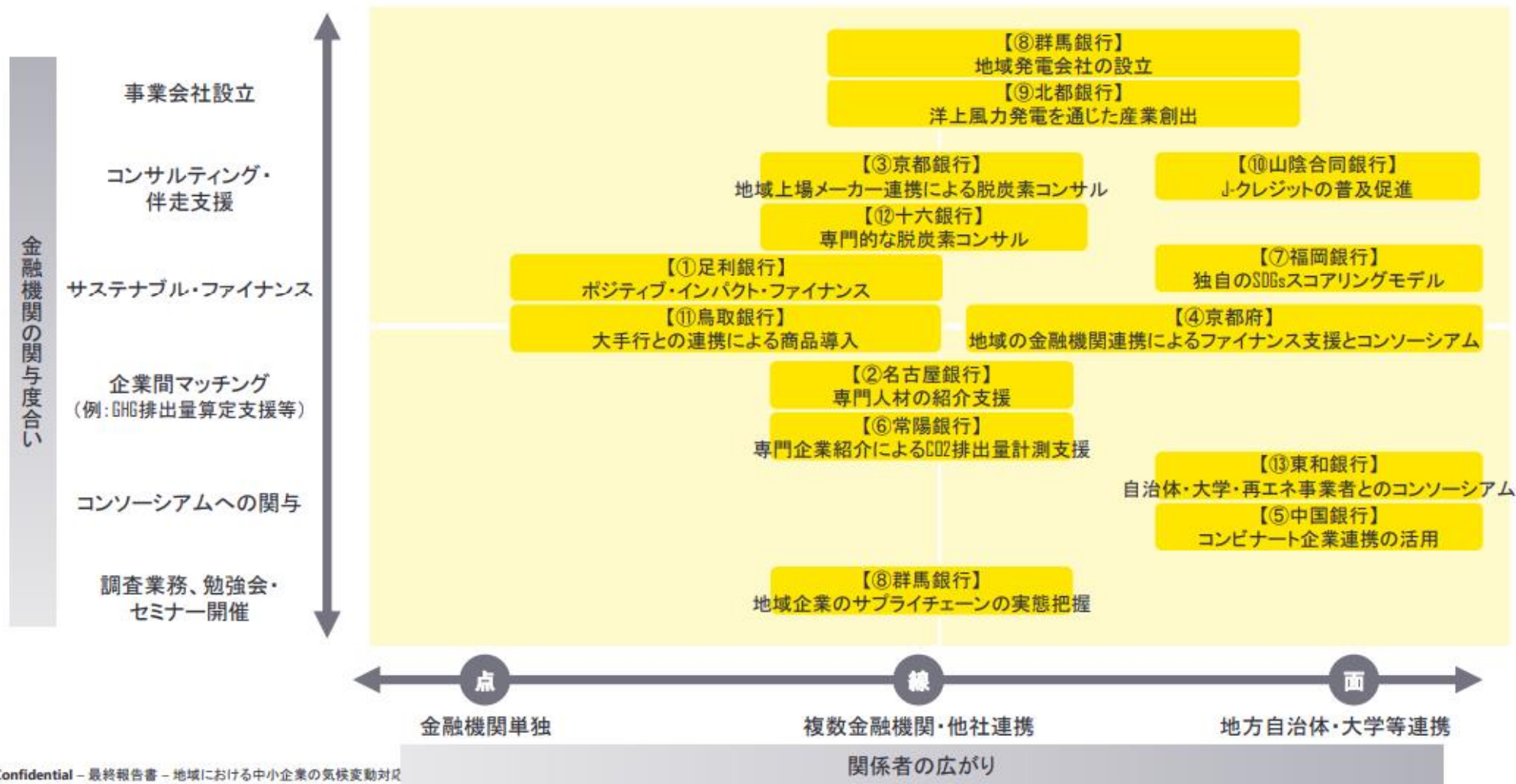
- 工場撤退等による、地域の経済・雇用への影響緩和
- 太陽光発電の設備導入に向けた系統空き容量の拡大

## 【地域金融機関に対する期待】

- 顧客企業に対する「知る、測る、減らす」の伴走支援（コンサルティングやエンゲージメント）
- 地域金融機関間での情報交換・ネットワーク構築、面的支援
- 物理的リスクの把握、理解の促進
- リソースの確保（人材育成）、サステナブル関連のDXの推進

# (参考) 地方銀行の取り組みの具体例

## (地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)



Confidential – 最終報告書 – 地域における中小企業の気候変動対応

\* 各事例の番号と銀行名は、個別事例分析の各スライドと対応している。なお、一部の事例(⑧)には複数の取組みが含まれるため、本ページでは個々の取組みごとに整理しプロットしている。

# 委託アンケート調査の概要

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

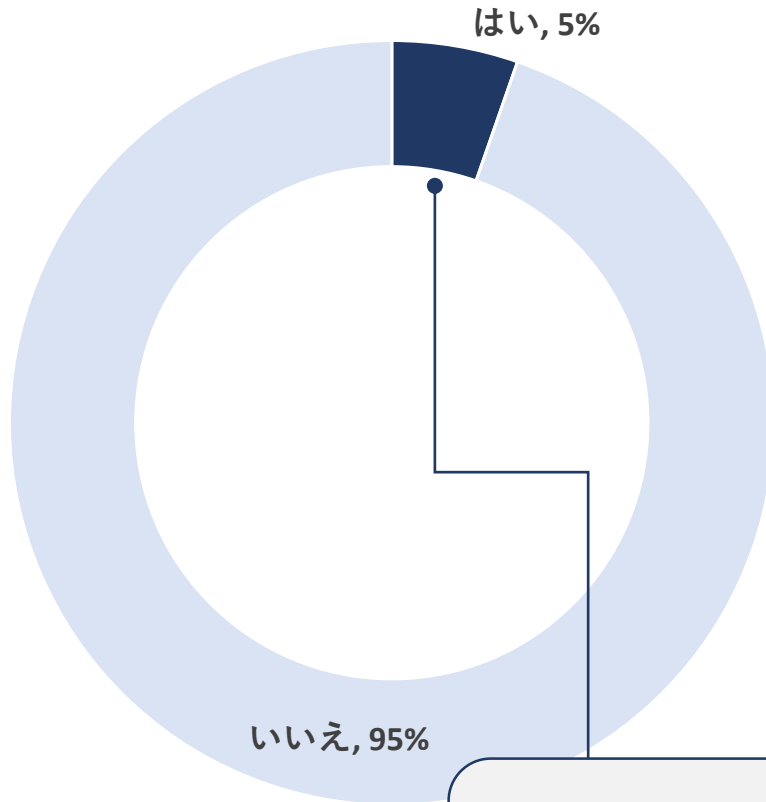
- 調査の目的
  - 地域金融機関が中小企業の気候変動対応をどのように支援しているか現状と課題を明らかにし、今後の支援の充実にむけた施策を検討する
- 調査対象 ※括弧内数値は回答企業数
  - 【産業】 自動車(201)、化学(79)、紙・パルプ(107)、セメント(91)、鉄鋼(51)の5産業
  - 【地域】 群馬県(92)、静岡県(233)、広島県(95)、福岡県(109)の4県
  - 【規模】 プライム上場企業を除く、従業員数が4人以上の上場・非上場企業
- 調査実施結果
  - 529社から回答を受領

# 委託アンケート調査の結果①

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

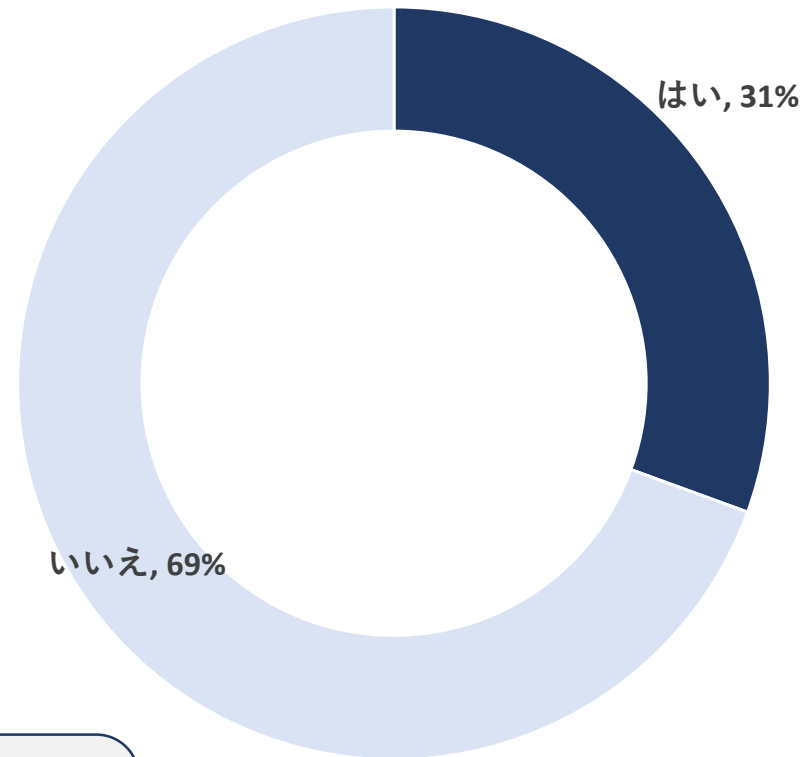
【気候変動対応に関して地域金融機関の支援を受けたことがありますか(%)】

回答社数=515社



【今後、気候変動対応にあたって、地域金融機関から支援を受けたいですか(%)】

回答社数=517社



- ・支援を受けた経緯・きっかけの85%は営業担当者からの紹介
- ・支援に不満を感じたのは4%のみ

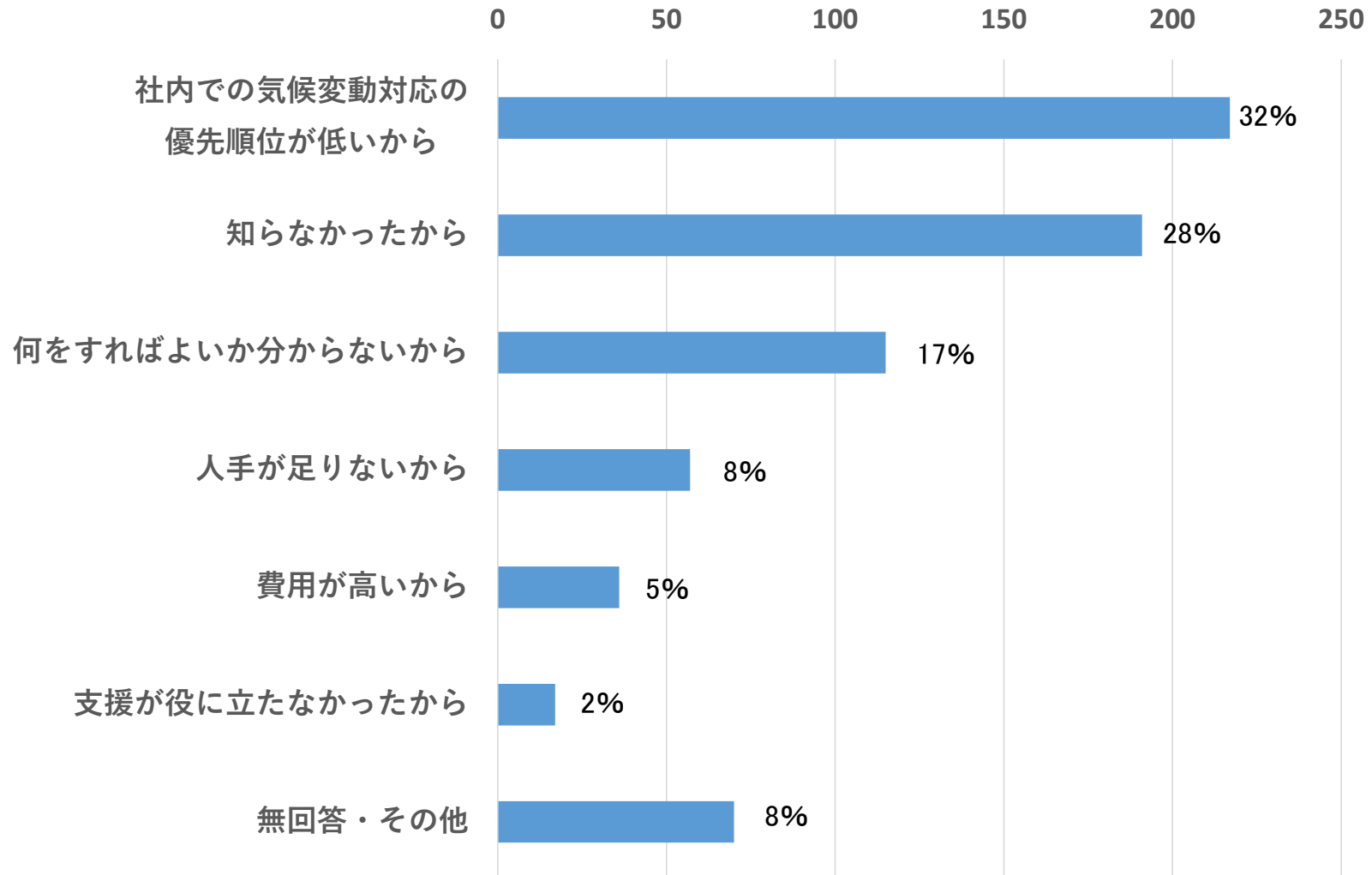
## 委託アンケート調査の結果②

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

【気候変動対応について地域金融機関から支援を受けない理由はなんですか】

(支援を受けたことがない方のみ回答(複数回答))

回答社数 : 512社  
回答件数(のべ回答数) : 686件  
\*百分率の表示は回答社数に対する割合



# 委託アンケート調査の結果③

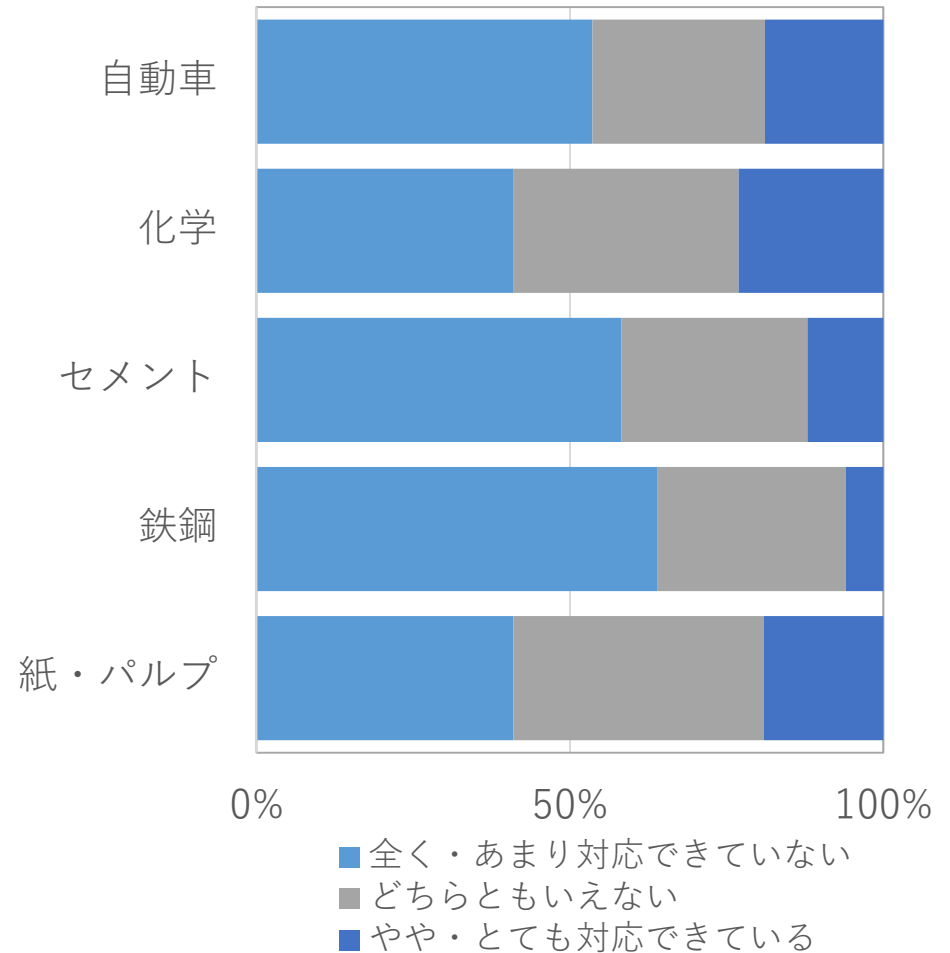
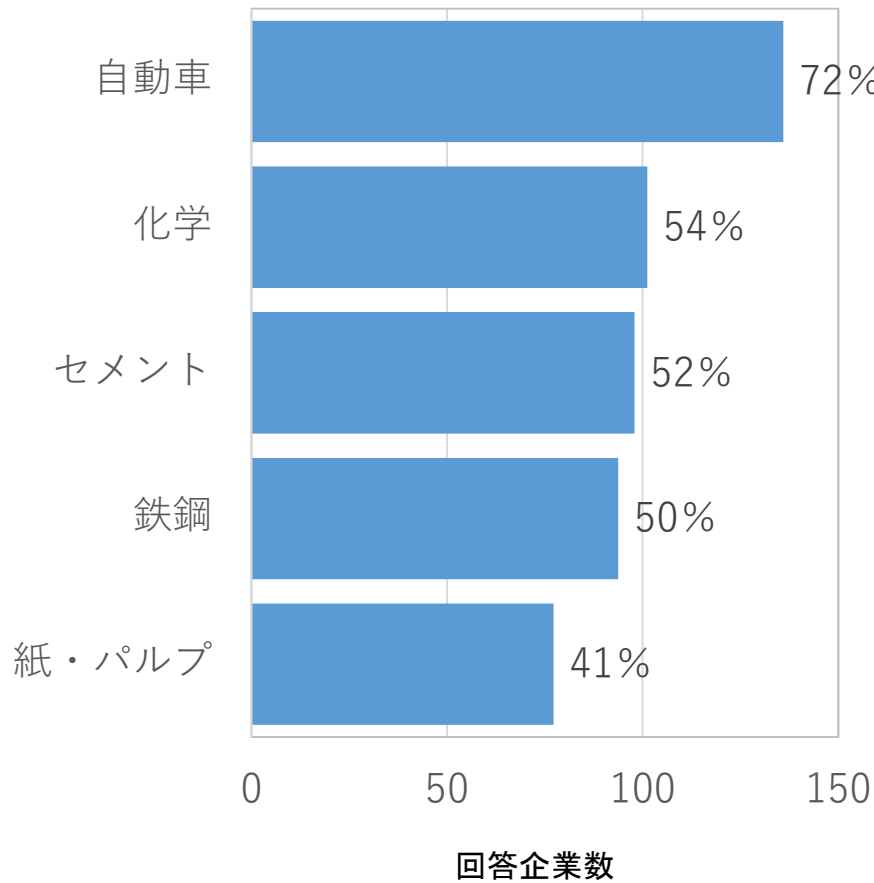
(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

【取引先からGHG排出量抑制の要求が今後高まると認知している割合(%)】

回答社数:505社

【気候変動への対策度合い(%)】  
(回答は自己判断による)

回答社数=520社



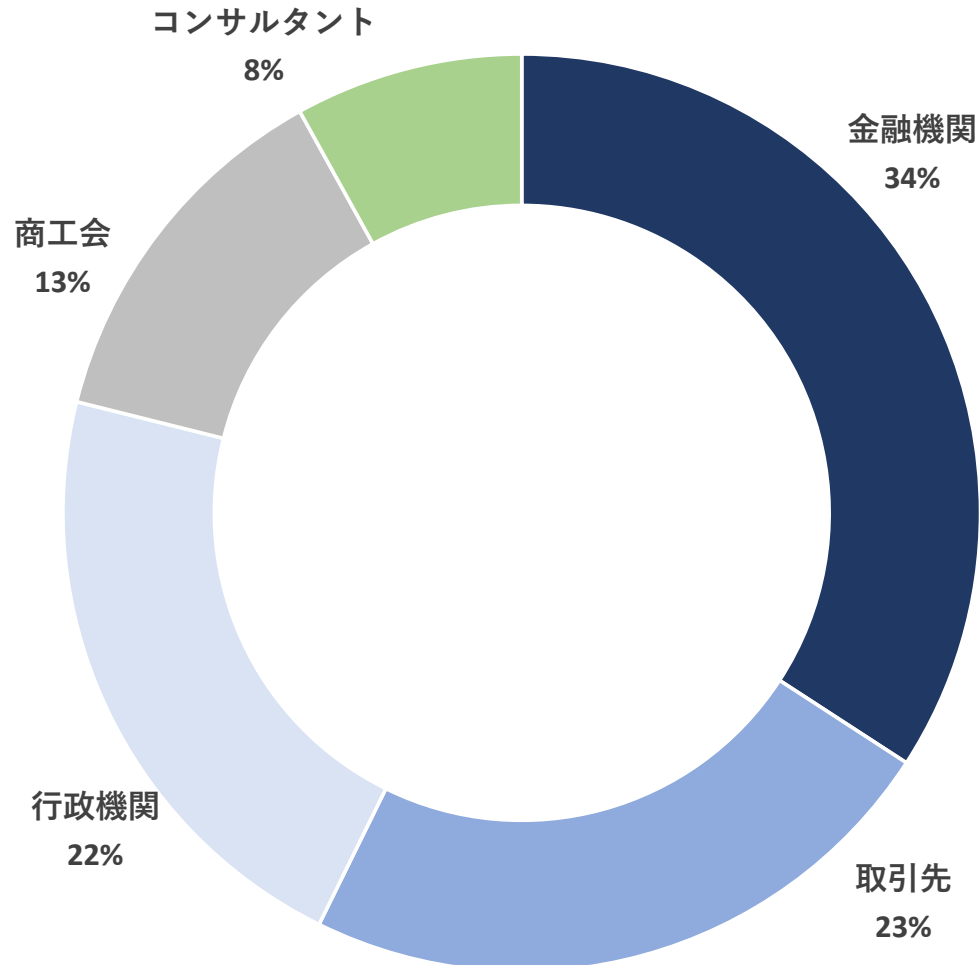


## 委託アンケート調査の結果④

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

【温室効果ガス排出削減に関するサービスや相談に関する案内等をどこから受け取りましたか】  
(受け取ったことのある方のみ回答)

回答社数:131社、回答件数:219件



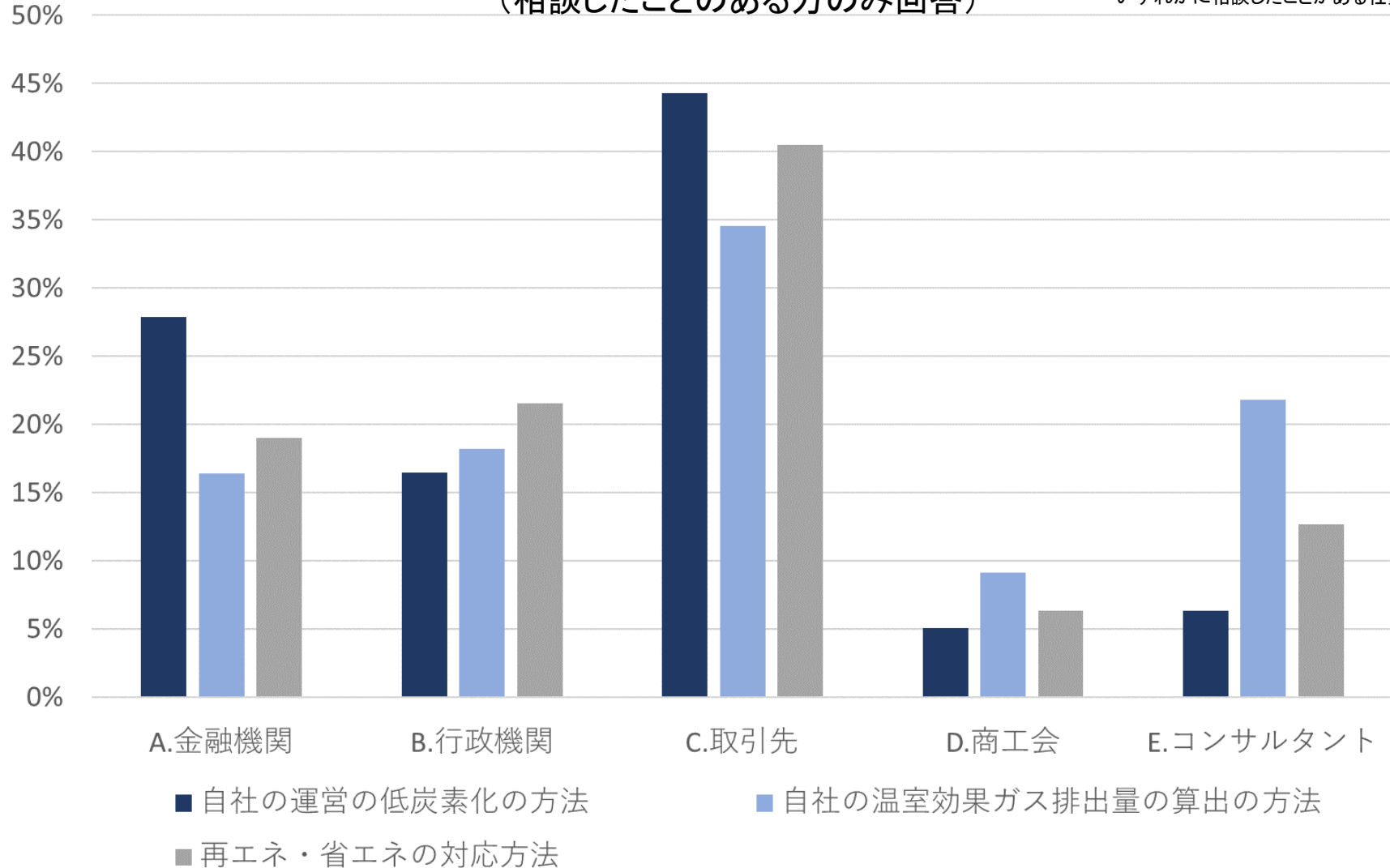
(出所)金融庁  
(注)「その他」と回答したものを除く割合

## 委託アンケート調査の結果⑤

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

【脱炭素をめぐる相談先の割合(%)】  
(相談したことがある方のみ回答)

回答件数=487件  
いずれかに相談したことがある社数=136社



# (参考) 中小企業が活用できるカーボンニュートラル支援策




中小企業等の

カ

ー

ボ

ン

ニ

ュ

ー

ト

ラ

ル

支援策

2023年4月

## カーボンニュートラル対策フローチャート

※フローチャートは活用イメージですので詳細は本資料の各事業に関するページ及びHP等をご確認ください。

CN対策のステップ

ステップ	課題/要望	対応策	種別
1 CNについて知る	何から始めたらいいかわからない	カーボンニュートラル相談窓口	P6 専門家サポート
	どこに相談に行けばいいかわからない	ハンドブックや事例集等	P7 その他
		省エネお助け隊	P8 専門家サポート
		省エネ最適化診断	P9 専門家サポート
2 排出量等を把握する	省エネについて相談したい	省エネお助け隊	P8 専門家サポート
		省エネ最適化診断	P9 専門家サポート
		省エネルギー診断	P10 専門家サポート
	CO <sub>2</sub> 排出量等を把握したい	IT導入補助金	P11 補助金
		排出量算定ツール	P12 その他
	CO <sub>2</sub> 削減計画を策定したい	SHIFT事業	P13 補助金
3 排出量等を削減する	既存設備でCNに取り組みたい	省エネお助け隊	P8 専門家サポート
		省エネ最適化診断	P9 専門家サポート
		省エネルギー診断	P10 専門家サポート
	設備の入替や新設・増設をしたい	SHIFT事業	P13 補助金
		ものづくり補助金	P14 補助金
		省エネ補助金	P15 補助金
		CEV補助金	P16 補助金
		省エネ設備投資に係る利子補給金	P17 融資・税制等
		地域脱炭素融資促進利子補給事業	P18 融資・税制等
		ESGリース促進事業	P19 補助金
		CN投資促進税制	P20 融資・税制等
		J-クレジット	P21 その他
		太陽光発電導入補助金	P22 補助金
		自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金	P23 補助金
		事業再構築補助金	P24 補助金
	自動車部品サプライヤー支援事業	P25 専門家サポート	
カーボンニュートラルに取り組むために融資を受けたい	環境・エネルギー対策資金(GX関連)	P26 融資・税制等	

# 中小企業がCNに取り組むメリット

- 中小企業がカーボンニュートラル（CN）に取り組むことは、省エネによるコスト削減、資金調達手段の獲得、製品や企業の競争力向上の点において経営力強化にもつながり得る。
- また、設備投資に伴う排出削減量をクレジット化して売却すれば、投資コストを低減できる。（但し、クレジット化して売却すると、自らの削減とは主張できなくなることに留意が必要。）

## （1）省エネによるコスト削減

- 計画的・効果的な投資やプロセス改善により、エネルギーコストを削減。
- ただし、知見・ノウハウや人材が不足しているほか、初期投資の高い設備投資は財務基盤の脆弱性故に進みにくい。
- エネルギー使用量を把握して削減ポテンシャルを検証することなどを通じて、一層の省エネ・省CO2に取り組むことが重要。

## （2）資金調達手段の獲得

- 金融機関がESG投資を推進しているため、温暖化対策の状況を加味した融資条件の優遇等を受けられる機会が拡大（サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ファイナンス等）

## （3）製品や企業の競争力向上

- 取引先企業から選好されやすくなり、既存の取引先との強固な関係性の構築のみならず、新規の取引先開拓にもつながり得る。
- 製品単位の排出量見える化が進めば、製品の差別化を行うことができる。
- CNに向けた取組の価値を広く浸透させるためには、例えば、製品の排出量等の表示ルールの策定など、官民による「仕組み作り」が必要。

## 4. 気候変動に係る企業開示

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示を拡充。2023年3月期から適用（2023年1月31日公布・施行）

有価証券報告書（主な項目）

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等（充実）

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況（充実）

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

## 従業員の状況

- 既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

## サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報についての「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
  - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
  - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

## コーポレート・ガバナンスの状況

- 既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの開示を求める



# 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)について

- 2015年12月、G20の要請を受けた金融安定理事会(FSB)は**気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)**を設立。
- 2017年6月、**企業による自主的な開示**を促すための提言をまとめた最終報告書(TCFD提言)を公表。
- 金融庁、経産省、環境省等の関係省庁は、**TCFD提言に沿った開示に自主的に取り組もうとする金融機関や事業会社をサポート**。  
⇒ 2019年5月、経団連等の呼びかけにより、「**TCFDコンソーシアム**」が発足。TCFDに沿った開示を進めていく上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業が双方向の議論。金融庁、経産省、環境省は運営面でサポートすると共に、**オブザーバー参加**。
- 2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂を受け、プライム市場上場企業に対して、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促進。

## (参考1) TCFD提言の内容

気候変動が、**企業財務にもたらすリスクと機会**を投資家等に開示するために、推奨される開示内容として以下4項目を提示。(任意の情報開示フレームワーク)

ガバナンス	気候関連リスク・機会についての組織のガバナンス
戦略	気候関連リスク・機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の／潜在的影響
リスク管理	気候関連リスクの識別・評価・管理方法
指標と目標	気候関連リスク・機会を評価・管理する際の指標とその目標

## (参考2) TCFDコンソーシアムの概要

パリ協定の実現に向けて、**企業の気候変動にかかる取組の開示を進め、開示内容を投資家等が適切に評価し、資金供給が行われる好循環を構築**する必要。



「**TCFDコンソーシアム**」では、産業界と金融界の対話を通じて、以下のガイダンスを策定。

- (事業会社向け) **「TCFDガイダンス2.0」** (2020年7月公表)
- (投資家等向け) **「グリーン投資ガイダンス2.0」** (2021年10月公表)
- 2019年10月8日、世界の事業会社と金融機関が集まる場として「**TCFDサミット**」を開催、コンソーシアムの取組みを**世界に発信・共有**。2022年10月5日には第4回となる「**TCFDサミット2022**」を開催。

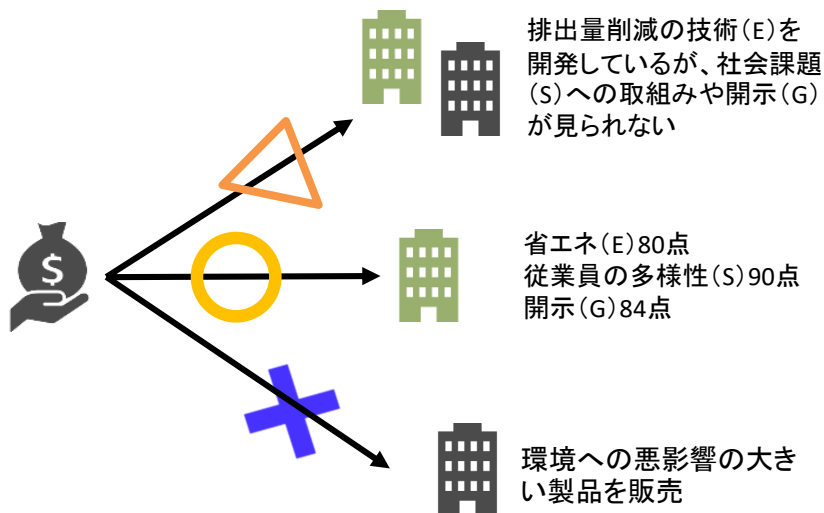
## 5. インパクト投資

# インパクト投資等に関する検討会報告書概要

- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。インパクト投資は「社会・環境的効果」（インパクト）と投資収益の双方を企図する投資として、国際的にも推進の重要性が指摘されている。
- 金融庁が2022年10月に設置した「インパクト投資等に関する検討会」では、「インパクト投資」の基本的意義等について議論を進め、投資の要件、推進のための施策等と併せて取りまとめ、6月に報告書として公表。

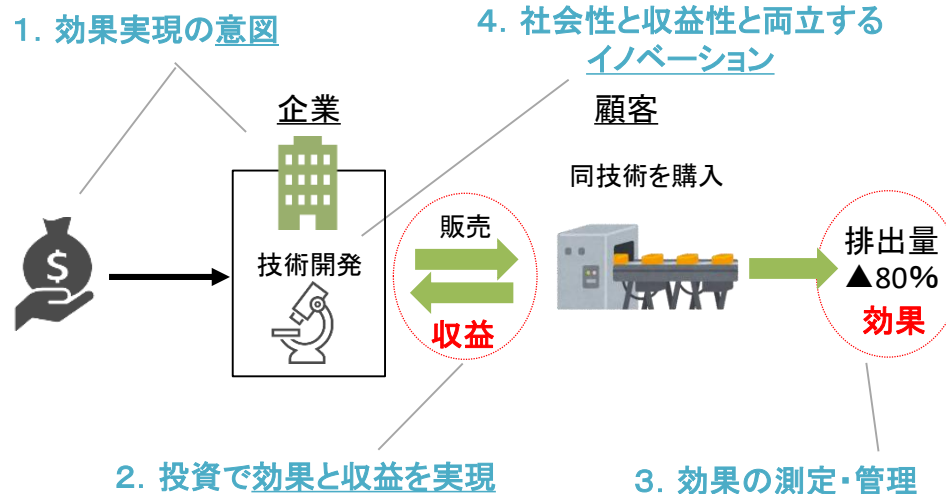
## 一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は特定業種等を投資先から除外



## インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資



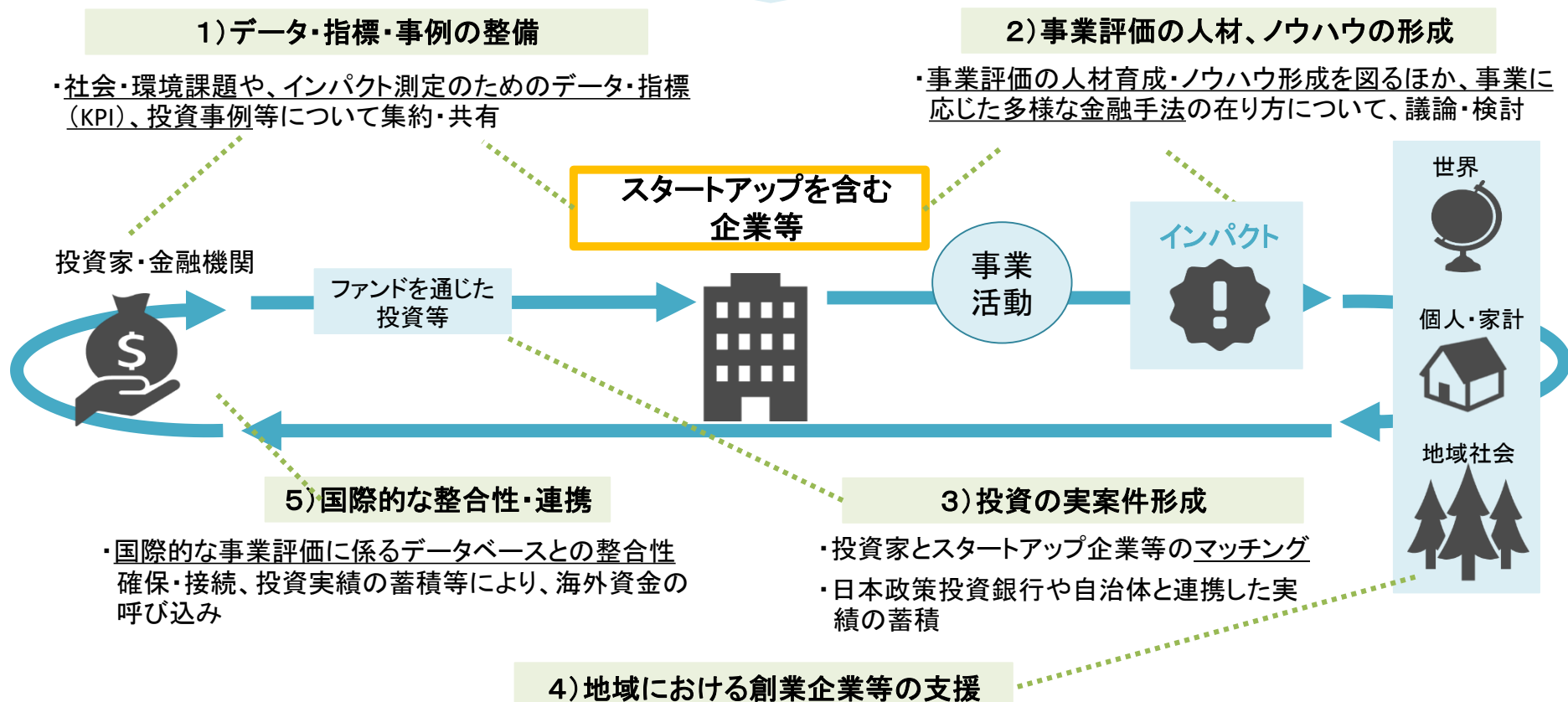
1. から4. をインパクト投資の基本的内容として提言

「インパクト投資」の推進により、**新たな発想・創意工夫で、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップを含む企業等**への事業支援を促す。

# 「インパクト投資」の推進に係る諸施策

- 日本が中心となってインパクト投資を推進するよう、**インパクト投資の基本的指針を策定**する。また、投資家や企業等が参加し、**事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するための対話の場（コンソーシアム）を立ち上げる**。加えて、**日本政策投資銀行や自治体の推進策と協働し、投資実績の蓄積**を図る。

・投資等の基盤(インフラ)整備として、金融庁において、インパクト投資の「**基本的指針**」を策定(10月まで意見募集)。さらに、官民の多様な関係者が集う「**コンソーシアム**」を設置。コンソーシアムを軸として、以下の施策について、更に検討していくことが考えられる。



- ・各地域の投資法人、経済・金融団体、大学、自治体や地域活性化に取り組む団体等と連携し、関係者間の対話や課題収集を進める
- ・知財・無形資産を含む事業全体に対する担保制度の早期創設、売上高に応じて返済するなど出資と融資の中間的な金融手法の活用等

# 「インパクト投資」の「基本的指針」(案) 概要

■ 「社会・環境的効果」(インパクト)と「収益性」の双方の実現を図る「インパクト投資」の基本的な考え方を「基本的指針案」として取りまとめ。最終化に向けて、**市中協議を実施し、国内外の市場関係者に能動的に発信・対話**を行う。

- 目的: インパクト投資の基本的な考え方とプロセス等について**共通理解を醸成**
- 対象: **投資対象**(業種、規模、上場・非上場、営業地域等)・**投資主体**(金融機関、投資家等)・**アセットクラス**(エクイティ、デット等)**の別に関わらず対象**
- 位置付け: 黎明期・成長期である市場特性を踏まえて、幅広い創意工夫を促すよう、**原則的・一般的な記載**
- インパクト投資に必要な要件: **①意図**、**②追加性**、**③特定・測定・管理**、**④新規性等の支援**

